

# 自治基本条例の制定

【行政経営課】

## 1 目 的

本市にふさわしい自治の実現を目指すため、「自治の理念」、「市民の権利と責務」、「市政運営の基本原則」や「市民協働」等を規定する自治基本条例を制定する。

## 2 概 要

自治基本条例は、本市の自治の基本を定める最高法規であり、他の条例の規範となるものである。

自治基本条例に規定することが想定される主要な事項は、次のとおりである。

- ・総則的部分（条例の位置づけ、定義、自治の理念など）
- ・市民の権利と責務
- ・執行機関、議会の役割
- ・市政参画、市民協働に関する制度（協働の原則、情報公開の仕組みなど）
- ・市政運営に関する制度（総合計画、財政運営、行政評価、行政手続など）

## 3 スケジュール

- |          |                                                                                      |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成17年5月  | ・庁内検討組織（自治基本条例検討委員会）の設置                                                              |
| 平成18年6月  | ・庁外検討組織（宇都宮市自治基本条例を考える会議）の設置<br>意見交換を行いながら、自治の仕組みや基本原則等を検討<br>（「考える会議」8回開催）          |
| 平成19年7月～ | ・宇都宮市自治基本条例を考える会議の運営<br>3つの分科会で、「条例に盛り込みたい事項」等を検討<br>（「考える会議」8回開催、うち分科会5回）           |
| 平成20年2月  | ・シンポジウムの開催                                                                           |
| 平成20年度   | ・「考える会議」主催の「市民との意見交換会」の開催支援<br>・「考える会議」からの提言書提出<br>・条例素案作成（パブリックコメント実施）<br>・条例案の議会提案 |
| 平成21年度   | ・条例の周知                                                                               |